

令和6年度  
生産緑地追加決定の申請書類のご案内

◇申請に係るお願い

生産緑地の追加決定を希望する方は、申請前に必ず都市計画課へご相談いただきますようお願いいたします。ご相談の際には農地等の位置、面積、土地所有者を確認できる資料をお持ちいただくと、要件の確認をスムーズに行うことができます。

なお、生産緑地に追加決定されるためには、生産緑地の追加決定要件を全て満たす必要があります。申請後は、市が都市計画の手続きを行い、最終的に都市計画審議会の審議を経て決定されます。

◇受付期間

令和6年4月1日（月曜日）から令和6年4月30日（火曜日）  
平日8時30分から17時15分まで ※土、日、祝日は除きます

◇提出場所

犬山市役所 都市計画課（市役所2階）

◇申請から決定までの流れ ※時期は前後することがあります

時 期	市	所有者（申請者）
随時		・事前相談 ※農地等の位置、面積、土地所有者を確認できる資料をお持ちください。
受付期間 (4/1月～4/30火)		・申請書提出
受付後	・提出書類の確認（受理） ・現地調査など審査を実施	
5～6月頃	・都市計画案の作成 ・申請者へ都市計画案の送付、 同意書の提出依頼	・同意書提出
7月頃	・都市計画の変更手続き	
9月頃	・都市計画案の縦覧	
10月頃	・都市計画審議会にて審議	
12月頃	・都市計画変更の告示 ・申請者へ決定通知書の送付	

## ◇申請書類一覧

(1) 申請書関連 ※下記の書類を各1部ご提出ください。

	書 類	取 得 先	備 考
<b>必須書類</b>			
1	生産緑地の追加決定に係る申請書（様式第1）	都市計画課 又は 市ウェブページ	・申請者は土地所有者です。
2	生産緑地の追加決定に係る営農計画概要書（様式第2）		
3	位置図	－	・申請地の位置、概ねの形状がわかる図面に申請地を赤色で囲って表示してください。 ※都市計画課でも1枚100円で販売しています。
4	土地登記事項証明書（全部事項証明書）	名古屋法務局春日井支局	・3ヶ月以内に発行されたもの。 ・申請地に建物がある場合は、建物の全部事項証明書も必要です。
5	公図	名古屋法務局春日井支局 又は 税務課（市役所1階）	・3ヶ月以内に発行されたもの。
6	農地基本台帳の写し	産業課（市役所3階）	・台帳に名前が記載されていない方が交付を受けようとする場合は、委任状が必要となります。
<b>該当する方のみ必要な書類</b>			
7	測量図 ※土地（筆）の一部を生産緑地にしたい場合	－	

(2) 同意書関連

※(1)の提出後、都市計画課から申請者の方へ都市計画案を郵送しますので、下記の書類を各1部ご提出ください。

	書 類	取 得 先	備 考
1	生産緑地の追加決定に係る同意書（様式第3）	都市計画課 又は 市ウェブページ	・申請者は土地所有者です。 ・土地所有者を含む権利者は、押印（実印）が必要です。
2	印鑑登録証明書	市民課（市役所1階）	・3ヶ月以内に発行されたもの。 ・土地所有者を含む権利者全員分が必要です。